住所　堺市美原区石原492番地３
鄭楠紀　昭和51年３月20日生
住所　大阪府松原市天美我堂３丁目130番地10
朴賢治　昭和51年７月16日生
住所　大阪府岸和田市春木若松町17番４号
高智子　昭和47年12月27日生
住所　大阪府岸和田市大北町１番38―703号
高惠　昭和52年１月18日生
住所　大阪府岸和田市荒木町２丁目16番15―303号
高里織　昭和53年２月17日生
住所　大阪府東大阪市川田３丁目５番11号
河早智　昭和59年９月９日生
住所　大阪府東大阪市中石切町３丁目12番38号
權香織　昭和57年４月19日生
住所　大阪府泉南市樽井３丁目１番32号
崔良順　昭和10年４月17日生
住所　大阪府東大阪市稲田新町２丁目35番16―505号
金和枝　昭和35年９月13日生
住所　堺市中区深井水池町3192番地
南知江　昭和59年11月15日生
住所　神戸市灘区篠原北町４丁目13番６号
アフタブ・モハメッド　昭和45年２月22日生
住所　千葉県習志野市新栄１丁目10番１―204号
マリテス・フローレスカ・クラモチ　昭和40年１月16日生
住所　千葉県習志野市新栄１丁目10番１―204号
プリンス・ラルフ・フローレスカ　昭和60年２月８日生
住所　千葉県船橋市行田３丁目１番９―909号
黄継英　昭和45年３月20日生
住所　千葉県市原市八幡713番地５
李春江　昭和61年７月９日生
住所　千葉県茂原市長谷993番地２
カツキ・ヌギッド　平成８年４月９日生
住所　東京都江戸川区南小岩７丁目27番13号
余和　昭和54年１月４日生
住所　千葉県市原市島野1645番地７
金貞愛　昭和31年11月24日生
住所　千葉市若葉区みつわ台５丁目１番37号
韓宇智　昭和44年３月28日生
住所　埼玉県川越市大字小室615番地５
**韓晨**　昭和53年４月７日生

**○外務省告示第三百二十号**

カナダ政府は、昭和六十三年十一月十一日にロンドンで作成された「千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書」の加入書を平成二十二年四月八日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十二年七月八日にカナダについて効力を生ずる。

（平成二十二年四月九日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十二年七月二日

外務大臣　岡田　克也

**○外務省告示第三百二十一号**

カナダ政府は、昭和六十三年十一月十一日にロンドンで作成された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書」の加入書を平成二十二年四月八日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十二年七月八日にカナダについて効力を生ずる。

（平成二十二年四月十二日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十二年七月二日

外務大臣　岡田　克也

**○外務省告示第三百二十二号**

ブラジル連邦共和国政府は、平成九年九月二十六日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」の加入書を平成二十二年二月二十三日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十二年五月二十三日にブラジル連邦共和国について効力を生じた。

（平成二十二年二月二十四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十二年七月二日

外務大臣　岡田　克也

**○農林水産省告示第九百九十四号**

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第四十三条の規定に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号（家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年七月二日

農林水産大臣　山田　正彦

表第一項に次の二号を加える。

百六十三　株式会社韓一ファームスの登録番号第M〇一五〇八〇〇四号の施設（大韓民国・忠清北道陰城郡所在）

百六十四　株式会社ウェルサムの登録番号第M〇一五〇九〇〇一号の施設（大韓民国・京畿道龍仁市所在）

表第二項に次の二号を加える。

百五十六　株式会社韓一ファームスの登録番号第M〇一五〇八〇〇四号の施設（大韓民国・忠清北道陰城郡所在）

百五十七　株式会社ウェルサムの登録番号第M〇一五〇九〇〇一号の施設（大韓民国・京畿道龍仁市所在）

**○経済産業省告示第百五十八号**

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百五十六条第二項の規定に基づき、株式会社東京工業品取引所から上場商品の範囲の変更に係る業務規程の認可の申請書の提出があったので、同法第二百五十二条第八号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二日

経済産業大臣　直嶋　正行

一　商品市場を開設する者
株式会社東京工業品取引所
二　上場商品
中京石油
三　公示することとなった事由
商品取引所法第百五十六条第二項の規定に基づき、中京石油を上場商品として上場する旨の業務規程の変更の認可の申請書の提出があったため。

**○国土交通省告示第七百十九号**

印西都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月二日

国土交通大臣　前原　誠司

工区番号
001―21、008―27―6、012―13―2、210―54―2

**○国土交通省告示第七百二十号**

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において準用する第四十四条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所
株式会社日立建設設計　東京都千代田区内神田三丁目十一番七号
二　変更する年月日
平成二十二年五月六日
三　変更後の建築物調査の業務を行う事務所の所在地
東京都千代田区内神田三丁目十一番七号

**○国土交通省告示第七百二十一号**

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において準用する第四十四条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所
ハウスプラス確認検査株式会社　東京都港区芝五丁目三十三番七号
二　変更する年月日
平成二十二年五月三十一日
三　変更後の建築物調査の業務を行う事務所の所在地
東京都港区芝五丁目三十三番七号

**○国土交通省告示第七百二十二号**

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において準用する第四十四条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所
株式会社住宅性能評価センター　東京都新宿区新宿一丁目七番一号
二　変更する年月日
平成二十二年六月二十一日
三　変更後の建築物調査の業務を行う事務所の所在地
東京都新宿区新宿一丁目七番一号